

4 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(大綱 P.77~78)

①適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとされます。

(注1)上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用されません。

(注2)課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、その課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、その課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととされます。

(対象になる方)

免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方)

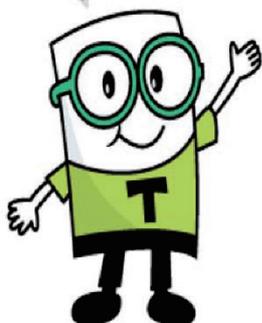
(対象となる期間)

令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象

事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



実額計算の場合▶

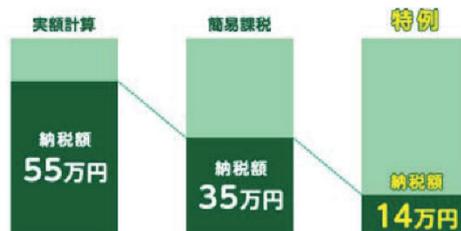
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円[※] = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります。

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

(出典：財務省ホームページより)

- ②適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとされます。
- ③上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとされます。
- ④その他所要の措置が講じられます。

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者への経過措置(大綱 P. 78)

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置が講じられます。

(3) 返還インボイスの交付義務の免除(大綱 P. 78)

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます。

適用期日等：令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用

(4) 適格請求書発行事業者登録制度の見直し(大綱 P. 78～79)

- ①免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日(現行：その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日)までに登録申請書を提出しなければならないこととされます。この場合において、その課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなされます。
- ②適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、その翌課税期間の初日から起算して15日前の日(現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日)までに届出書を提出しなければならないこととされます。
- ③適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとされます。この場合において、その登録希望日後に登録がされたときは、その登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

施行日(令和5年10月1日)に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和5年3月31日後に提出する登録申請書の取扱いについては、この閣議決定に基づき、その事業者が令和5年4月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

(出典：国税庁ホームページより)